

決算審査特別委員会 所管部局について

令和5年6月29日

決算審査特別委員会の分科会及び所管部局については、次のとおり区分する。

分科会名 (定数)	所管部局等		
	現行	※一部改正条例施行後	
一般会計及び特別会計	総務教育分科会 (6)	令和新時代創造本部、総務部、 <u>会計管理局</u> 、教育委員会、議会事務局、監査委員、人事委員会	政策戦略本部、総務部、 <u>会計管理部</u> 、教育委員会、議会事務局、監査委員、人事委員会
	福祉生活分科会 (7)	福祉保健部、 <u>子育て・人財局</u> 、生活環境部	福祉保健部、 <u>子ども家庭部</u> 、生活環境部
	農林水産商工分科会 (7)	商工労働部、農林水産部、労働委員会	商工労働部、農林水産部、労働委員会
	地域県土警察分科会 (6)	<u>交流人口拡大本部</u> 、 <u>危機管理局</u> 、 <u>地域づくり推進部</u> 、 <u>県土整備部</u> 、警察本部	<u>輝く鳥取創造本部</u> 、 <u>危機管理部</u> 、 <u>地域社会振興部</u> 、 <u>県土整備部</u> 、警察本部
企業会計	公営企業分科会 (6)	企業局、病院局、生活環境部(天神川流域下水道事業に関することに限る。)	企業局、病院局、生活環境部(天神川流域下水道事業に関することに限る。)

※一部改正条例施行後

鳥取県行政組織条例の一部を改正する条例が可決された後、施行された日以降をいう。